

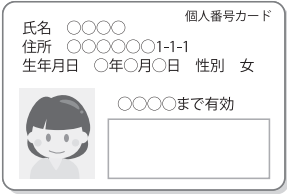
マイナンバーカードを  
作りませんか

市役所でマイナンバーカードの申請を受け付けています。申請に必要な顔写真は無料で撮影します。この機会にマイナンバーカードを取得しませんか。

📍 草津市に住民登録があり、初めてマイナンバーカードを申請する人

- 🏠
- 本人確認書類(顔写真がある場合1点、顔写真がない場合2点)が必要
  - カードは約2カ月後、市役所での受け取り

📍 市民課(1階)  
☎561-2344、📠561-2492



マイナポイント予約(マイキーID設定)の支援を延長します

国が今年度実施を予定している、マイナンバーカード保有者を対象としたポイント還元事業「マイナポイント事業」に参加するためには、マイナポイント予約(マイキーID設定)と、7月からのマイナポイント申込が必要です。市役所1階に、マイナポイント予約(マイキーIDの設定)を自分でできる、専用コーナーを設置しています。この機会にご利用ください。

- 🏠
- マイナンバーカードと、カード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要
  - 詳しくは、市ホームページをご覧ください

📍 企画調整課(7階)  
☎561-2320、📠561-2489



身体障害者などの軽自動車税(種別割)の減免

一定の障害のある人が、所有したり、利用できる構造にしたりしている軽自動車の軽自動車税(種別割)は、減免が受けられます。同一世帯でなくても、一定の障害のある人と生計を一にしている人の軽自動車も減免対象になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

必要書類

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ
- 運転免許証
- 令和2年度軽自動車税(種別割)納税通知書
- 自動車検査証
- 印鑑

- 🏠
- 前年度に減免の決定を受けた人は、4月上旬に送付した「減免を受けた軽自動車等にかかる現況報告書」を返送してください(内容などに変更がある場合は、必要書類を持って、窓口で手続きしてください)
  - 減免を受けられる自動車などは、県税事務所所管の普通自動車を含み、障害者1人につき1台です
  - 障害の等級により、減免が受けられない場合があります

📅 6月1日(月)まで

📍 税務課(1階8番窓口) ☎561-2308、📠561-2479

軽自動車税(種別割)納税証明書が有効期限後も利用できます

納税確認の未判明期間に軽自動車の継続検査を受ける場合、継続検査(車検)用の納税証明書を、昨年度の証明書の有効期限にかかわらず、6月30日(火)まで利用できます。

口座振替している人は、今年度の証明書が届く(6月中旬)まで、昨年度の証明書を利用してください。

📍 税務課(1階8番窓口)  
☎561-2308、📠561-2479



横断歩道利用者  
ファースト運動

信号機のない横断歩道上では、ドライバーは「歩行者に道をゆずる」という歩行者保護の運転に努め、歩行者は安全確認後に横断歩道を通行し、ドライバーに謝意をあらわすなど、互いに「思いやる・ゆずり合う」気持ちで交通事故を防ぎましょう。

📍 交通政策課(5階)  
☎561-2343、📠561-2487

軽装勤務を実施中

市では5月1日から、職員は軽装(ノージャケット、ノーネクタイ)で勤務しています。来庁の際は、軽装でお越しいただくなど、ご協力をお願いします。

📍 職員課(7階)  
☎561-2314、📠561-2490

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりませんが、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。在学中は1年ごとに申請が必要です。

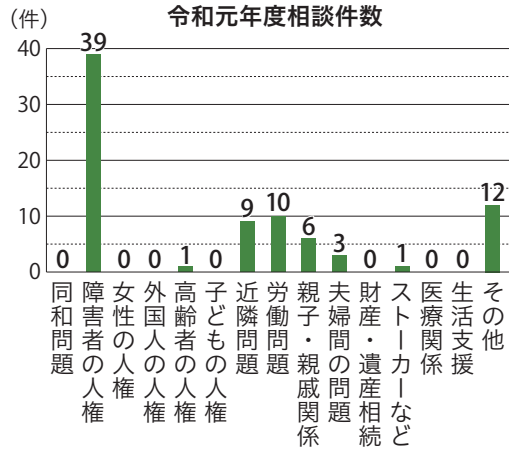
📍 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校などに在学している学生

📍 保険年金課(1階)  
☎561-2367、📠561-2480  
日本年金機構草津年金事務所  
国民年金課(西渋川)  
☎567-2220、📠562-9638

差別のない明るいまちに

📍 人権センター(大路二)  
☎563-1177、📠563-7070

令和元年度 人権相談から



**人権相談の特徴**  
令和元年度の相談件数は、81件でした。相談別にみると、「障害者の人権」や「労働問題」、「近隣問題」、「家族間の問題」などがありました。その内容としては、職場の上司からのパワハラ、同僚からの障害者へのいじめ、近隣の人からの嫌がらせ、姑や息子との関係、配偶者からのDV(ドメスティック・バイオレンス)

**人権相談とは**  
人権センターでは、平成14(2002)年開設時から今日まで、市民の一人一人の人権が尊重される社会を実現するために、人権擁護を重要な柱として、弁護士や人権擁護委員、常設相談員による「人権に関する悩み相談」を行っています。

人権センターの相談日

- 相談員による常設相談  
平日の火～金曜日、土曜日  
9:00～16:00 (12:00～13:00除く)
- 弁護士による法律相談  
原則毎月第4火曜日 13:30～16:30  
(1週間前までに要予約)
- 相談専用電話 ☎563-1660

※毎週月曜日の人権擁護委員による特設人権相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間中止します

問題などです。特に、「障害者の人権」に関する相談が、前年度に比べて2倍以上に増加しました。「その他」の相談では、親の介護の悩み、インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での友達との付き合い方など、現代を反映したものがありました。人権を侵害されたと感じたときは、できるだけ早く、家族や知人、あるいは人権擁護委員や専門機関に相談してください。また、身近な人が悩みを抱えていると感じたときには、相手の気持ちに寄り添って話を聞き、解決が難しいときには、相談機関の利用をすすめてください。一人で悩まず、まずは相談することから始めてみませんか？



「広報くさつ」「くさつ市議会だより」  
スマホ用アプリ配信中！

「広報くさつ」「くさつ市議会だより」は、スマートフォンアプリの「マチイロ」と「SideBooks」でも読めます。登録方法や機能など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



利用方法

▶▶▶ スマートフォンやタブレットから「マチイロ」か「SideBooks」のアプリをダウンロード  
※SideBooksは「本棚」ボタンを押し、「ちいき本棚」を選択  
※通信料は利用者負担



📍 広報課(3階) ☎561-2327、📠561-2483